

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅新築資金等貸付事業への支援について

(1) 住宅新築資金等貸付事業については、補助基準の緩和措置及び補助対象の拡充を図るとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 住宅新築資金等貸付金回収業務を行う一部事務組合等への支援を拡充すること。

(3) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。

2. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。

3. 下水道未整備地域において、同一敷地内で複数の住宅を建築する場合、住宅ごとに合併浄化槽を設置することとされている。このことが、水洗化促進を阻害する原因の一つとなっていることから、浄化槽に係る建築基準法（施行令）の基準を緩和すること。

4. 住宅及び建築物の耐震化・長寿命化について

(1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発及び中小施工業者への技術支援を行うとともに、耐震化に係る補助率の引き上げ、要件の緩和等の財政措置を拡充すること。

(2) 市営住宅をはじめとする公共施設の長寿命化を推進すること。

5. 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を行うとともに、その費用に

ついて財政措置を講じること。